

第 52 回 愛知県河川整備計画流域委員会 議事要旨

<須賀川流域(第 3 回)>

日時：平成 27 年 2 月 20 日（金） 14 時 35 分～15 時 35 分

場所：名古屋都市センター14 階 特別会議室

1. 開 会
2. 主催者挨拶
3. 委員長挨拶
4. 議 題

須賀川流域(第 3 回)

○河川整備計画について

5. 質 疑

(委員質問)

資料 4 の 34 ページには、上流でサカマキガイ、ミズレヌマエビがおりますので、そういうものは入れておいたほうがいい。

(事務局回答)

整備計画本文の 9 ページにできるだけ今のご意見を反映したい。

(委員質問)

2 点ありまして、流域の水源として慣行水利権が 15 件あり、流域外への農業用水として利用されているという表現と、住民意見聴取で利水としての利用はない、配慮は要らないという 2 つが矛盾している。農林事務所を使って利用実態を調べるとか、ないのなら慣行水利権のことは書かないほうがいい。

(事務局回答)

実態としては取水堰があり、ここから水をとっている。基本的に愛知用水、上流に愛知用水のため池があり、その池から水が流れてきて、取水している田んぼが流域外である。

(委員質問)

渇水のとくに圃場水源として流域内で使っているわけではない？

(事務局回答)

通常とっている田んぼがあります。河川流域外なんですけど、通っているところが田んぼがというのが実態です。

(委員質問)

そうすると、この地元意見と矛盾する。15 件は多分ないでしょう？

(事務局回答)

はい、ないです。実態を再度確認した上で、慣行水利権は検討するという形にさせていただきます。

(委員質問)

アンケートのその他意見で 30 年はゆっくり過ぎると。河川整備計画の対象期間はイコール工事期間という考え方なのか。アンケートでこういうご意見が出たときに、それに対してどう対応されたか、答えられたのかということがよくわからない。実際、事業費 6 億円で地震対策も同額の 6 億円でせいぜい 12 億円で、30 年で割ると 4,000 万円ぐらい、2,000 万とか 4,000 万

とか、実態にあまり合っていないようにも思うので、この30年というのが地元の方にとってもかなり違和感がある。

(事務局回答)

須賀川については、まず計画規模の1/5に対する改修の必要の区間、それと、今回特に地震対策アクションプランというものも策定して事業内容を設定している。30年をまずは地域の方々にご理解していただくということでご案内させていただいている。

(委員質問)

こういうご意見について、そういう回答を対応されて決着がついているという解釈でいいか。

(事務局回答)

不十分だというお声はどここの地域に行っても、ご指導を受けるところは多分にある。

我々としては今ある身の丈でできることとしてお示しして、まずはご理解いただく必要があるかなと思っている。

(委員質問)

わかりました。マックス30年という理解に近い。どうですか。

(事務局回答)

はい、そうです。

(委員質問)

住民意見聴取に関する計画書への記載ということがあります。早期実施というのは、住民意見を入れて、それを追記しているというようなことであろうかと思います。

(事務局回答)

30年間のメニューの中でも日ごろ住民の方が非常にお困りの部分は早期に少しでも早くというのは当然ある。事務所とも相談して、少しでも皆さんがお困りの部分が減るような工夫の仕方をおと思っている。

(委員質問)

河川環境の現状として、上流ではこういう底生生物の中で重要種、下流ではやはり同じように重要種があると、そういう一文をぜひ入れてほしい。

(事務局回答)

頑張ります。

6. 閉会

[了]